

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美郷会の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の体系)

第2条 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

2 役員の通勤に要する費用は、月額報酬に含まれるものとする。

3 当法人の理事会及び評議員会の出席等の費用弁償等については、別表2に基づき支給する。ただし、当該役員報酬規程に基づいて月額報酬が支給される役員については、費用弁償等は月額報酬に含まれるものとする。

(報酬の基準額)

第3条 月額報酬は、役位別ならびに役員の等級別に、別表に定める額を基準とし、職務に従事している場合に支給する。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第4条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(報酬の改定)

第5条 各役員の実績を評価して、別表に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後までに実施する。

(支給日)

第6条 役員への月額報酬の支給日は毎月末日とする。ただし、当日が休日又は土曜日の場合は、その前日とする。

(控除金)

第7条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改定は、評議員会の承認を受けて行う。

別表1

単位：千円

役職	常勤	非常勤
理事長	1,500	600
理事	750	300

※非常勤役員における支給基準は、概ね週2日以上勤務する場合とする。

別表2

理事・評議員

単位：円

内容	日額（手取り額）
理事会及び評議員会への出席 法人・施設業務のための出勤	3,000

別表3

監事

単位：円

内容		日額（手取り額）
理事会及び評議員会への出席 法人・施設業務のための出勤	税理士	30,000
	上記以外	10,000

附 則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年11月1日に一部変更する。